平成２８年（フ）第９４号
広島県福山市川口町２丁目13番４号　ヴィラ住吉５号
債務者　宮野　友裕
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第９２号
青森県弘前市大字泉野１丁目10番地３　フォンテーヌ・ポルトⅢ―203号
債務者　小林　玲奈
1　決定年月日時　平成28年７月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
　青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第１４０７号
大阪市住之江区御崎１丁目６番８号　グランドール姫松303
債務者　鎌田　武信
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午後１時30分
　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８１３号
大阪府門真市宮野町10番16号　シティハイツ大和田302号、前住所大阪市城東区今福南２丁目２番８号
債務者　中口　孝也
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午後１時30分
　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０９７号
大阪市福島区大開３丁目２番19号　宝マンション202号
債務者　鈴木　守子
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午後１時30分
　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１６０号
東京都板橋区高島平９丁目17―７―302
債務者　鎌田富貴子
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午前10時
　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１６５号
東京都世田谷区下馬１丁目21―２―303
債務者　高田芙紗子
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午後２時
　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１６９号
東京都東大和市仲原３丁目19―５―206
債務者　大橋庸志衣（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午前10時
　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１８１号
東京都板橋区成増２丁目27―８―404
債務者　名村　道徳
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午後２時30分
　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１８２号
東京都青梅市友田町４丁目270―201
債務者　石井　花音（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午後２時30分
　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１８３号
東京都東大和市新堀３丁目12―15―303
債務者　辻　　千秋（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午後２時30分
　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１８４号
東京都西東京市田無町５丁目７―47―202
債務者　伊澤　方統
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午後２時30分
　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１８５号
東京都葛飾区西水元５丁目７―17
債務者　持田　友美（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午後２時30分
　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１９８号
東京都江東区千石１丁目７―10―405
債務者　照井　卓也
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午前10時30分
　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２００号
東京都北区浮間３丁目21―１―207
債務者　廣田　　茂
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午後２時
　東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２１４号
東京都大田区仲六郷４丁目18―１　旅館おおさわ
債務者　福原　晃二
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午後２時30分
　東京地方裁判所民事第20部